

地域猫活動支援事業について

1 地域猫活動とは

地域住民の理解と協力のもと、住民が主体となって飼い主のいない猫を適正に管理することにより人と猫の共生を図り、将来的に飼い主のいない猫を減らし、猫による糞害等の被害を少なくすることを目的とする活動のこと。

2 地域猫活動支援事業の概要

(1) 施行日

令和 5 年（2023 年）12 月 25 日

(2) 目的

- ア 地域猫活動の普及・定着
- イ 飼い主のいない猫の適正管理と県民の生活環境の保持
- ウ 猫の引取り数の削減

(3) 支援の内容

動物愛護センターが以下の技術的支援を実施する。

- ア 餌、トイレの設置場所に隣接する地域住民、市町村へチラシを配布し、地域猫活動の目的と手法について説明をするほか、当該地区へのチラシの回覧による活動の周知
- イ 不妊去勢手術のために必要な猫捕獲器の貸出し
- ウ 猫の不妊去勢手術及び耳カット

(4) 対象地域

福島市と郡山市を除く中通り地域

3 進捗

福島県動物愛護センターにおいて、Web サイトや民放ラジオ等を活用し当該事業の普及を図っている。

対象地域の住民から支援事業の活用について相談を受けた際は、相談者の要望に応じて住民説明会に参加し、当該地域における地域猫活動について周辺住民の賛同が得られた場合は相談者から提出された申請書を審査の上、支援を開始する。申請者がセンターでの猫の不妊去勢手術を希望する場合は、地域猫活動及び捕獲作業実施に係るチラシを活動代表者が当該地域及び周辺地域へ回覧し、猫の搬入日程について調整の上、センターにおいて職員（獣医師）が不妊去勢手術を実施している。

現在、二本松市内 1 か所で支援を実施中である。

4 課題

当該事業は開始からまだ 1 年ということもあり、事業内容が県民へ十分に浸透しているとは言えず、申請へ至る件数も少ないため、周知・普及についてはより一層力を入れる必要がある。また、センター支所における支援事業の体制づくりについても、今後検討すべき課題となっている。